

安芸森林管理署団体交渉（全国林野関連労働組合）
議 事 要 旨

日 時 平成22年4月14日（木）13：25～17：00
場 所 安芸森林管理署 会議室
出席者 【安芸森林管理署（当局）】 5名
【林野労組安芸分会（組合）】 9名

1. 平成22年度業務予定にかかる労働条件について

組合）平成21年度の署の土木系の業務は、恒常的に超過勤務で対応しており、正常な勤務状態とはいえない。業務量も多く根本的な対策を検討すること。

当局）どのような対策が取れるのか、上局とも検討する。

組合）当署の生産量は長期的にみて可能な数量か。森林整備に重点を置き将来的に持続可能な収穫量とすること。

当局）今期施業実施計画（H20～24年度まで）では可能な数量と考えている。平成25年度以降は森林調査簿と現地との乖離がないように伐採指定箇所の精度の向上に努め、実力ベースに見合った収穫量としたい。

組合）平成22年度から2m低質材を素材生産することとしているが、搬入土場において検知するとなれば、相当な労力の掛かり増しや、巻き立てスペースの確保の問題など、職場において混乱が起こらないよう対応すること。

当局）土場が円滑に回転するように工夫しなければならないと考えている。検知方法の見直しなど、意見については上申する。

2. 国有林労働者の賃金改善及び総合的労働条件について

組合）「賃金改善に関する要求書」及び「総合的労働条件に関する要求書」を提出しているが、これまでの経過を踏まえ、自主交渉・自主決着の基本姿勢に基づき早期に回答すること。

当局）新賃金については重要な労働条件であるとの認識にたつて、組合の意見については誠意をもって上申して参りたい。

総合的労働条件については、当事者能力のない事案が多く含まれていることから、そのような事案については上局に上申するとともに、署で対応できるものについては、誠意をもって対応して参りたい。

3. その他

組合) 宿舎の新築についてどうなっているか。

当局) 平成 22 年度に 6 戸の新築が認められている。具体的なものが下りてくれば規格等について疎通して参りたい。